 <h1 style="display: inline;">浜松市公報</h1>	<p>発行 〒430 - 8652 浜松市中央区元城町 103 - 2 浜松市 (総務部 政策法務課) 電話 053 - 457 - 2250</p>
---	---

目次

<告示>

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除 (環境部環境保全課) 1
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除 (環境部環境保全課) 3

告 示

浜松市告示第229-1号

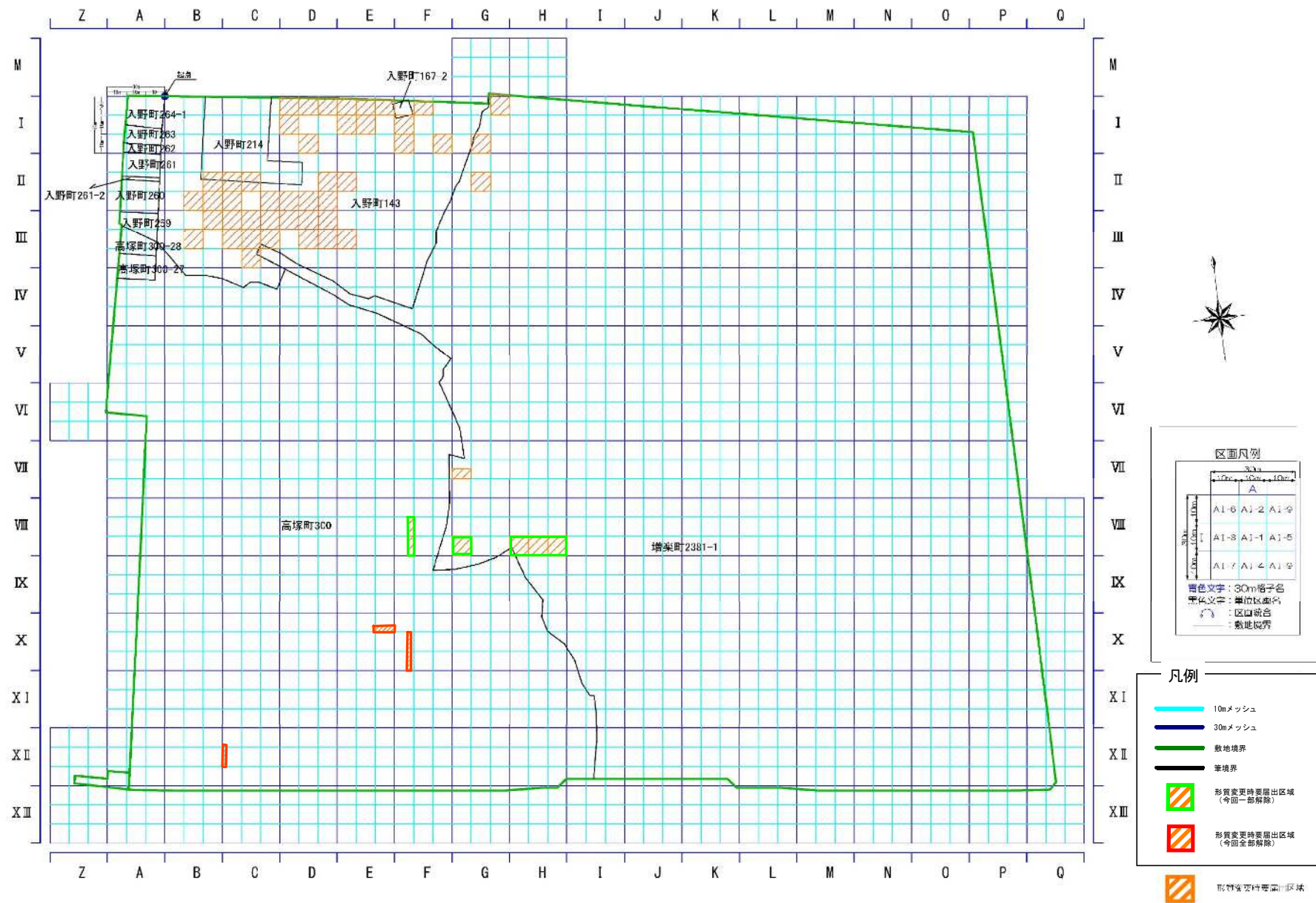
土壤汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第2項の規定に基づき、令和6年浜松市告示第317号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月9日

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 別図1のとおり (浜松市中央区高塚町300番、増楽町2381番1の一部)
- 2 土壤汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図 1



区画凡例

30m		
10m	A	
10m	A1-6	A1-2 A1-9
10m	A1-8	A1-1 A1-5
10m	A1-7	A1-4 A1-9

青色文字：30m格子名
 黄色文字：単位区画名
 区画番号
 敷地境界

- 凡例
- 10mメッシュ
 - 30mメッシュ
 - 敷地境界
 - 筆境界
 - 形質変更時要届出区域 (今回一部解除)
 - 形質変更時要届出区域 (今回全部解除)
 - 形質変更時要届出区域

浜松市告示第 229-2 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和6年浜松市告示第739号により指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月9日

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 別図2のとおり（浜松市中央区高塚町300番の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

